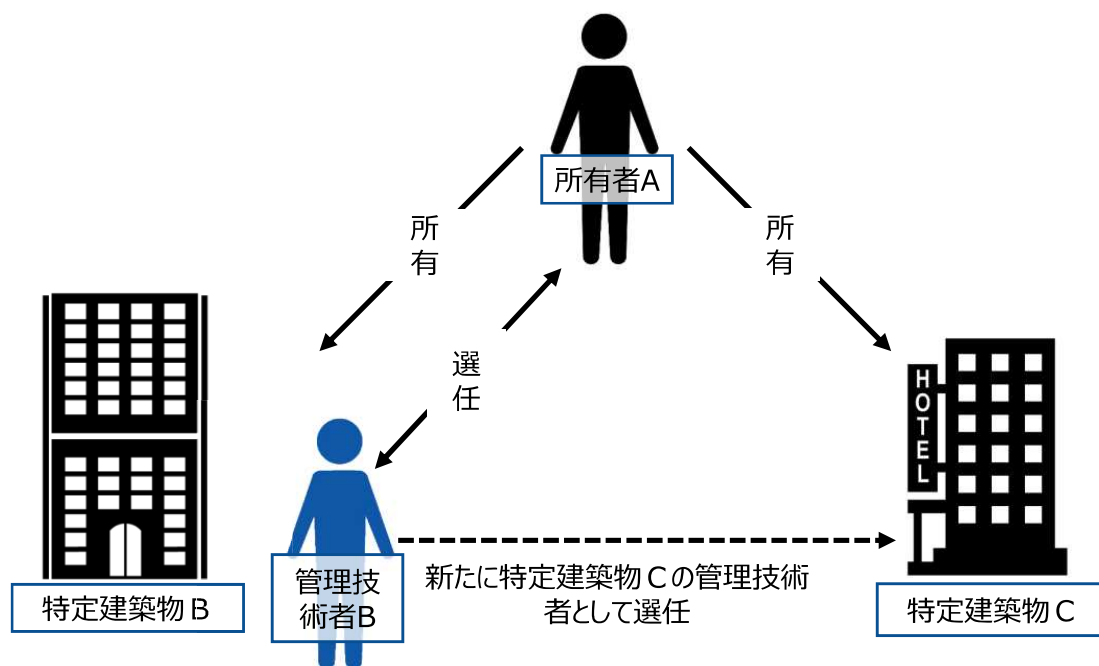


- 1 所有者Aは、管理技術者Bに対し、特定建築物Aに関する以下の情報（以下「基礎情報」という。）を提供する。
 - ・ 特定建築物Aの基本的な情報（住所、用途、構造設備、延べ面積等）
 - ・ 特定建築物Aの管理技術者として従事するのに要する時間 等
- 2 管理技術者Bは、①の基礎情報を添えて、所有者Bに兼任の申し出を行う。
- 3 所有者Bは、②の情報、特定建築物Bの維持管理状況及び特定建築物Bの管理技術者として従事するのに要する時間等を勘案し、管理技術者Bが新たに特定建築物Aの管理技術者となっても、特定建築物Bの管理技術者の業務に支障がないかどうかを確認する。支障がないことが確認できた場合には、その確認した結果を記載した「確認書」を作成する（則第20条第1項第3号）。
 - ※1 所有者B以外に維持管理権原者がいる場合、上記の情報を当該維持管理権原者に提供した上で「特定建築物Bの管理技術者としての業務に支障がないか」について意見を聴取する（則第5条第4項）。
 - ※2 管理技術者が管理技術者以外の業務もある場合、当該業務に従事する時間も勘案する必要がある。
- 4 所有者Bは、③で作成した確認書の写し及び特定建築物Bに関する基礎情報を管理技術者Bに手交する。
- 5 管理技術者Bは、④の基礎情報を添えて、所有者Aに④の確認書の写しを提供する。
- 6 所有者Aは、⑤の情報及び特定建築物Aの維持管理状況等を勘案し、特定建築物Aの管理技術者となっても、業務に支障がないかどうかを確認する。支障がないことが確認でき、管理技術者Bを選任することとした場合には、その確認した結果を記載した「確認書」を作成する（則第20条第1項第3号）。
 - ※確認書の作成にあたっての留意点は、③の場合と同様であること。
- 7 所有者Aは、⑥で作成した確認書の写しを管理技術者Bに手交する。
- 8 管理技術者Bは、所有者Bに⑦の確認書の写しを提供する。
- 9 所有者A及び所有者Bは特定建築物A及び特定建築物Bについて、法第5条第1項等の規定に基づき、それぞれ所轄の保健所に届け出る。
- 10 所有者Aは、⑥で作成した「確認書」を保存する。このとき、当該確認書を作成する際に維持管理権原者の意見を聴取している場合は、当該意見聴取した結果も併せて保存すること（則第20条第1項第3号）。また、⑤で所有者Bより提供された書面と併せて保存することが望ましい。
 所有者Bは、③で作成した「確認書」を保存する。このとき、当該確認書を作成する際に維持管理権原者の意見を聴取している場合は、当該意見聴取した結果も併せて保存すること（則第20条第1項第3号）。このとき、②及び⑧で所有者Aより提供された書面と併せて保存することが望ましい。

(ケース2)

所有者Aが特定建築物Bの管理技術者として現に選任している管理技術者Bを、自らが所有する別の特定建築物Cの管理技術者として、新たに選任しようとする場合



1

所有者Aは、

- ・ 特定建築物B及び特定建築物Cの維持管理状況
- ・ 特定建築物B及び特定建築物Cの管理技術者として従事するのに要する時間

等を勘案し、管理技術者Bが新たに特定建築物Cの管理技術者となっても、特定建築物B及び特定建築物Cの管理技術者の業務に支障がないかどうかを確認する。支障がないことを確認できた場合には、その確認した結果を記載した「確認書」を作成・保存する（則第20条第1項第3号）。

※ 1 所有者A以外に維持管理権原者がいる場合、上記の情報を当該維持管理権原者に提供した上で「特定建築物B及び特定建築物Cの管理技術者としての業務に支障がないか」について意見を聴取し、その意見聴取した結果は、所有者Aが作成する書面と一緒に保存すること（則第5条第4項、第20条第1項第3号）。

※ 2 管理技術者が管理技術者以外の業務もある場合、当該業務に従事する時間も勘案する必要があること。

2

所有者Aは、①で作成した確認書の写しを管理技術者Bに手交する。

3

所有者Aは特定建築物B及び特定建築物Cについて、法第5条第1項等の規定に基づき、それぞれ所轄の保健所に届け出る。